

京都劇場 新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン

京都劇場では、新型コロナウイルスの感染予防対策として次の対応を実施いたします。
また主催者様につきましては、京都劇場のご使用にあたり、本ガイドラインを遵守した対策・対応を行って
ください。安全な上演のためにご協力よろしくお願ひいたします。

【京都劇場の感染予防対策】

(1) 劇場側従事者に対する感染予防対策

- ①出勤前または出勤時に検温し、発熱など症状がある者は出勤停止とします。
- ②スタッフは不織布マスクをしっかりと鼻にフィットさせた形で着用します。
- ③入館後直ちに手指の消毒を行い、就業中もこまめな手洗いや消毒を行います。

(2) 館内の清掃・消毒・換気

- ①肘木・テーブル・ドアノブ・便座等、不特定多数が接触する箇所を消毒します。
- ②トイレの個室には、蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
- ③入場口・ロビー各階・楽屋等に消毒液を設置します。
- ④外気を取り入れた空調システムにより常時換気を行います。
- ⑤次の箇所に抗ウイルス剤を塗布しています。

・楽屋全体、ロビーのソファ・ロッカー・テーブル・客席扉の手摺、関係者控室、チケットボックス

(3) 来場者に対する感染予防対策

- ①場内マナー及び入場制限について、以下の内容をHPや場内ポスター等で周知・広報します。

- ・発熱等の症状のある場合や体調がすぐれない場合はご入場をお控えください。
- ・不織布マスクを使用し、しっかりと鼻にフィットさせた形で着用ください。
- ・マスク未着用、発熱など症状のある場合は入場をお断りする場合があります。
- ・ご入場時の手指の消毒、こまめな手洗いをお願いいたします。
- ・入場列及び場内での社会的距離の確保をお願いいたします。
(トイレ並び列も目印にそった適正な距離の確保をお願いします。)

- ②サービス内容を一部変更いたします。

- ・接客スタッフは不織布マスクを着用します。
- ・ビュッフェは当面閉鎖し、ブランケットの貸し出しも中止します。

【主催者様へ要請すること】

(1) 出演者・スタッフに対する周知・徹底

- ①可能な限りの公演関係者のワクチン接種を推奨いたします。
- ②公演関係者の氏名及び緊急連絡先等の名簿を作成してください。
(必要に応じて所轄の保健所等の公的機関にご提供いただく場合があります)
- ③本ガイドラインを踏まえた対応方針の周知・徹底を行ってください。
- ④37.5度以上の発熱、咳などの症状のある場合の入場制限を徹底してください。
- ⑤舞台上以外は原則常時マスクを着用してください。その際は不織布マスクを使用し、しっかりと鼻に
フィットさせた形で着用してください。
- ⑥手指の消毒はこまめに行ってください。
- ⑦入館、仕込み、リハーサル、撤去等において、密な空間の防止に努めてください。
- ⑧楽屋喫煙室の定員1名を遵守してください。
- ⑨飲食の際は、隣り合う人との距離が一定の間隔(概ね1m以上)となるよう席の配置を工夫し、換気
に注意したうえで、アクリル板等の設置により席間を遮蔽してください。
- ⑩劇場内では、打ち上げなど大人数での飲食を伴う行為はご遠慮ください。
※有症状者が発生した場合の対応は、末尾に記載の【有症状者が発生した場合の対応】を遵守して
ください。

(2) 来場者間の社会的距離確保の徹底

- ①座席は適切な予防措置がとれるよう指定席を推奨します。
- ②通常での立ち見席の販売は原則不可とします。但し、一定の制約の下では認める場合もありますので、予め劇場管理者にお問合せください。
- ③開場時間、休憩時間は余裕を持った設定とし混雑緩和に努めてください。
★1日2回公演の場合、場内の清掃・消毒のため、客出しから開場までの間を30分以上確保してください。
- ④入場待機列、チケット購入列、物販購入列はしっかり管理し、一定の間隔が確保されるよう徹底してください。
★公演2週間前までに「入場列整理及び人員配置の運営プラン」を当社に提出してください。
- ⑤終演後は、来場者が密集・滞留しないよう工夫に努めてください。
- ⑥高齢者やリスクが高い来場者の入場が多数予想される公演についてはより慎重な対応の検討を行ってください。
但し、政府または京都府から特別な入場等の制限が発出されている場合は、その内容に従ってください。

(3) 主催者関係者と来場者との社会的距離確保の徹底

- ①舞台と客席最前列の間は(水平方向で)2m程度(最低でも1m)の距離を確保してください。
または、発声を伴うアクティグエリアから1列目までを(水平方向で)2m程度(最低でも1m)確保してください。
- ②演者と来場者が接触するような演出(声援を惹起する、来場者を舞台上げる等)は禁止します。
- ③楽屋口や劇場周辺での演者等の入待ち、出待ちは禁止とします。
- ④握手会、サイン会、及び終演後の面会は当面禁止とします。
- ⑤当日券販売や関係者受付などはチケットボックスを利用するか、やむを得ず長机を使用し対面で受付する場合は、可能な範囲でアクリル板等を設置し購買者との間を遮断するよう努めてください。
- ⑥グッズ売り場で対面販売を行う場合は、換気に注意をした上で、アクリル板等のパーテーションを設置するなど購買者との間を遮断する対策を行ってください。

(4) 来場者管理の徹底

- ①入場時、劇場内での正しいマスク着用の徹底を事前に周知してください。
- ②マスクの未着来場者には、不織布マスクの配布や販売等により着用を徹底してください。
- ③場内では正しいマスク着用を必須とし、着用していない場合、個別に注意を行い、特段の理由なく着用を拒む場合は、入場をお断りするなどの対応をお願いします。
※病気や障害などの特段の理由によりマスクの着用等が困難な来場者への対応については、国の対応指針等に添って適切に対応し、差別等が生じないよう十分に配慮してください。
- ④開場中は表回りの責任者が入場口に1名常駐のうえ入場時の体温チェックを実施し、発熱等の症状がある場合は入場を制限してください。
その際のチケットの払い戻し措置等を行わない場合は、上記入場制限ルールを公演開催前に明示的に規定するとともに、当該内容を事前に周知徹底してください。
- ⑤開場中、休憩中は感染防止協力お願いの館内放送をしてください。
- ⑥飲食が伴うスペースは、対面防止、飲食時以外のマスク着用、仕切りでエリアを分けるなど、飲食用の感染防止策を徹底してください。また、対面での飲食や会話を控えるよう場内に表示や放送等により促してください。
- ⑦公演中に体調不良者が出た場合はマスク・手袋着用のうえ検温し、37.5度以上あった場合は座席番号を確認のうえ退館させてください。また、救急搬送が必要な場合は劇場が指定する場所で待機させてください。
- ⑧来場者の中に感染した者が発生した場合は速やかに劇場管理者に報告してください。また、保健所等の公的機関による聞き取りに情報を提供し、必要に応じて来場者にも周知するなど判断に従ってください。

【有症状者が発生した場合の対応】

現場にて発熱などを訴えた者や、体調が悪い者が見出された場合、速やかにPCR検査もしくは抗原検査を行い、当該者の状態を把握してください。陽性が確認された者は、一旦活動を控え、地域の状況に応じて政府の方針に従ってください。公演主催者は一度立ち止まり、稽古及び公演が安全・安心に進められる状態か確認してください。継続できる場合でも、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮して再開してください。陽性者発覚直後に行った、公演関係者へのPCR検査の結果が陰性でも、潜伏期間などにより発症まで数日を要することもあるため、経過を注視するようにしてください。

※保健所が濃厚接触者の認定をしない、または保健所から連絡がなく濃厚接触者が不明な場合において、公演主催者が感染リスク者(濃厚接触者の候補、検査対象者の候補)を判定する場合は政府の基準を参考にしてください。

(1) 上演関係者に陽性者が発生した場合

陽性者は自宅待機とし、劇場管理者に対して、直ちに具体的状況を報告してください。

稽古又は公演が安全・安心に進められる状態か確認のうえ継続する場合は、安全確保について説明のうえ劇場管理者の了解を得てください。

(2) 上演関係者に濃厚接触者の定義に該当する者がいる場合

陽性者と最終接触した日から5日間(6日目解除)まで自宅待機としますが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認し復帰する場合は、結果が陰性であることを劇場管理者へ報告のうえ劇場管理者の了解を得てください。

※濃厚接触者の定義については、国の基準に準じます。

※(参考資料)

「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第六版)」
(令和4.11.4 緊急事態舞台芸術ネットワーク)

※今後、政府・京都府からの要請により内容を変更する場合がございます。

以上